

乙川地区で土地を販売します

【問合わせ】市街地整備課 ☎22-9302

市が施行している乙川中部土地区画整理事業区域内の保留地のうち、面積の大きい9区画を分割して抽せん販売します。市が売主のため、仲介手数料や建築条件がなく、金融機関から融資を受けることも可能です。住宅建築などで土地をお探しの方は、ぜひご検討ください。

保留地とは

保留地とは、土地区画整理事業地区の土地所有者から少しずつ土地を出していただくことで生み出された土地のうち、事業費の一部とするため売却される宅地のことです。

販売方法

一人一画地の申込みとなります。複数の方から申込みがあった画地については、公開抽せんにより当せん者を決定します。入札ではなく抽せんで購入者を決定するため、購入に必要な金額が膨らむこともありません。

抽選について

- 日時 7月9日(日) 14時～
- 場所 市役所1階 多目的ルーム1

問合わせ

保留地販売案内書・抽せん参加申込書などは市街地整備課窓口で配布しています。また、市ホームページからダウンロードもできます。

申込み方法について

- 申込日時
6月5日(月)～7月7日(金) (土日除く)
8時30分～17時

- 申込場所
市役所3階 市街地整備課

- 申込方法

抽せん参加申込書を記入のうえ、必要書類等を揃えて市街地整備課に直接提出してください。委任状により、代理の方が提出することもできます。なお、申込みされた方の氏名で契約を行います。当せん後の変更はできませんので、ご注意ください。



保留地の紹介とお子様向けイベントを開催します

市が施行している半田乙川中部土地区画整理事業区域内で販売中の保留地を紹介します。併せて、お子様向けイベントも開催しますので、ぜひお越しください。

- 日時 6月18日(日) 10時～15時
- 場所 ナゴヤハウジングセンター半田会場
- 内容 現地案内・スーパーボールすくい・射的など
- 申込み 不要(参加費無料)

※天候により内容を変更する場合があります

